

全国署名にご協力ください

**緊急時被ばく限度の250ミリシーベルトへの引上げ反対！
重大事故が起きることを前提にした原発再稼働反対！**

**緊急時被ばく限度の引上げは、労働者の人権蹂躪であり、
労働安全衛生法の「労働者保護」体系を壊し、憲法違反です！**

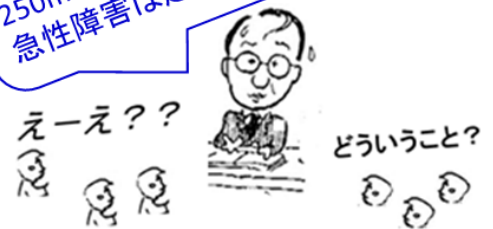
**250ミリシーベルトは広島原爆の爆心から
1.7キロの被ばくに相当**

爆心から1.7キロで直爆した原爆被爆者には下痢、出血斑、脱毛等の急性症状が生じました。それに相当する被ばくを労働者に押し付ける限度引上げを決して許してはなりません。

厚生労働省は、私たちとの交渉で、100～150 mSv で精子数減少など急性放射線障害が出ることを認めましたが、「250mSv 以下では重篤または永久に続く急性放射線障害は起こらない」と強弁し、原子力規制委員会とともに労働者の緊急時被ばく限度の250mSv への引上げを進めています。

これは原爆被爆の実相をも無視するもので、労働者を「下痢、出血斑、脱毛などの急性障害」の危険にさらし、将来にわたり白血病・ガン等の健康障害の発生を高めます。

確かに、100～150mSvで急性放射線障害は起きますが、250mSvまでなら、**重篤な急性障害は起きない…!??**



250mSv への引き上げも、それを超える被ばくの容認も、絶対に許してはなりません！

原子力規制委員会は7月23日の放射線審議会で、「法令上は(250mSvを)限度とするが、参考レベルという考えも考慮して運用する」との方針を示しました。つまり、250mSvをさらに超えて被ばくさせても「運用として容認する」というのです。

**川内原発再稼働糾弾！ 重大事故を前提にした再稼働は絶対ダメ！
原発再稼働を止めれば、被ばく限度引上げなど必要ない！**



川内原発再稼働直前の8月5日、田中原子力規制委員長は、「絶対安全とは申し上げない」と表明し、又も原発重大事故を否定できない再稼働であることを認めました。フクシマを繰り返してはなりません。

緊急時作業被ばく限度の引上げは原発再稼働の一環です。厚生労働省は、緊急時被ばく限度の引上げは「労働者保護の観点からは逆行する」、「上げずにすむなら、上げたくない」と言いながら、「原発重大事故による破滅的事態の回避の為には、労働者の健康リスクと周辺住民の生命・財産を守る利益を比較して判断する」と正当化し、労働者の人権を蹂躪しています。原発再稼働反対運動と連帯して緊急時被ばく限度引上げ中止を早急に政府に迫りましょう！

重大事故の「防災業務」では、一般自治体職員や民間バス運転手なども被ばくを強要される

250mSv への引き上げと連動し、内閣府は「防災業務関係者の安全確保」の名目で、住民避難の誘導にあたる自治体職員や、民間の運転手の放射線被ばく管理の検討を始めました。年1mSvの線量限度が見直される恐れがあります。このような危険な動きを監視し、被ばくの強要を許してはなりません。原発再稼働を止めれば被ばく強要の原発防災業務など全く必要ないのです。